

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第十五号

(一八〇)

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○生命保険中央會及び損害保険中央會の保險業務に關する權利業務の承繼等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物價引下運動促進に關する陳情(第九號)

○製鹽事業保持對策樹立に關する陳情(第十九號)

○織物の價格改訂に關する陳情(第二十八號)

○少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に關する陳情(第五十二號)

○インフレ防止に關する陳情(第七十一號)

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大藏省預金部等の債權の條件變更等に關する法律案(内閣提出)

○電氣復舊反對に關する請願(第四十三號)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○復興金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○低物價政策上官營事業料金の値上げ反對に關する陳情(第九十號)

○連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に關する陳情(第二百一十一號)

○賠償税の新設に關する請願(第八八號)

(十號)

○中古衣類の公定價格を廢止することに關する請願(第三百三十八號)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に關する請願(第四百四十號)

○中古衣類の公定價格制度を廢止することに關する陳情(第二百三十三號)

昭和二十二年八月二十七日(水曜日)午前十時三十一分開會

本日の會議に付した事件

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) それではこれから委員會を開會いたします。先ず金融機關再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、前同に續いて御質問があらうの方はお願いしたいと思います。これはこれを施行するため別に經費は新たに要らないのでございましょうか。

○政府委員(福田赳夫君) 經費は別に要りません。

○委員長(黒田英雄君) 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案につきまして御質問はありませんですか。

○森下政一君 これに關連してちよつとこの機會にお尋ねしたいのですが、先般この委員會で採上げられて問題になつておたつたのですが、近頃非常に金融が横行して、インフレが段段深刻になつて行くと、生産面に活用される資金が枯渇して、消費資金が非常に多くなつて行く。その必然的な結果であるかと思ふのでありますが、現

在政府が各金融機關に對して生産面に對する資金の融通についてどういふうな規定をしておられるのか。我々も傳へるところによりまして、自由預金の集まつた範圍であるとか、或いは集まつたその半額であるとか、或いはなことを聞きますが、一應政府が現在採つておられるところの方策といふものはどういふことをいたしておられるかといふことを伺いたい。同時に生産面に融通される金融が枯渇しておるといふことになる、現在中小商工業者のごときは全く没落するよりほかに方法がない、途がないといふようなことになるのじやないか。貿易が再開されるといふことになりまして、私はこの中小工業あたりの果なきやならんとこの任務といふものは相當重大だと思ふのでありますが、さういふような問題に對する政府の金融措置といふものを何とかお考えになつておるのであるうかといふことをこの機會に一應お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(福田赳夫君) 産業資金の規正と申しますか、これにつきましましては、産業資金を供給する機關といふものは、復興金融公庫といふものがあるわけであり、それからその外に一般の市中金融機關、この二つの仕組があるわけがあります。で市中金融機關は自己の責任において融資する關係上、事業の採算その他の關係から、どうもこれは償還能力が怪しいといふようなものについては融資いたしません關係上、非常に重要なものであ

つて、而も市中金融機關から融資を受けるに極力自分の手許で資金を賄うといふ建前をとつておるのであります。市中金融機關の手許で賄うのみならず、市中金融機關はその手許の中、若干財政資金にも廻して貰いたいといふような考えを持つておられるわけがあります。その割合として、只今實施しておる融資を申上げますと、先ず先月あたりで市中金融機關の預金が百二十億集まつております。それに對して封鎖預金の減少額が恐らく三十億ぐらゐり、純資金が九十億になる。その九十億圓の半分、四十五億圓を市中金融機關が産業に自由に貸出します。併しながら自由と申しまして、一定の基準が與えられておる。基準は三月から實施しておるところの資金融通規則に當て、おる融通順位表であります。この融通順位表を見ながら五〇%といふものは自由に貸出し得るわけであり、即ち生産方面におきまして乏しき資金、乏しき資材を以ちまして生産能力を擧げて行く上には、傾斜生産の方法をとる。それに應ずる金融の仕組は傾斜金融、その方法として融資規正の準則を作つてそれによつて行つて行くといふわけですから、それから残りの四十五億圓、五〇%、これをどうするかといふことになりまして、その五〇%のうち約二割ぐらゐを特殊の重點産業に融資するといふ計畫です。それから残りの八割を財政資金、即ち一般會計の赤字、これは豫算上は出ない計畫であり

資するときに、日本銀行から金を借りずに極力自分の手許で資金を賄うといふ建前をとつておるのであります。市中金融機關の手許で賄うのみならず、市中金融機關はその手許の中、若干財政資金にも廻して貰いたいといふような考えを持つておられるわけがあります。その割合として、只今實施しておる融資を申上げますと、先ず先月あたりで市中金融機關の預金が百二十億集まつております。それに對して封鎖預金の減少額が恐らく三十億ぐらゐり、純資金が九十億になる。その九十億圓の半分、四十五億圓を市中金融機關が産業に自由に貸出します。併しながら自由と申しまして、一定の基準が與えられておる。基準は三月から實施しておるところの資金融通規則に當て、おる融通順位表であります。この融通順位表を見ながら五〇%といふものは自由に貸出し得るわけであり、即ち生産方面におきまして乏しき資金、乏しき資材を以ちまして生産能力を擧げて行く上には、傾斜生産の方法をとる。それに應ずる金融の仕組は傾斜金融、その方法として融資規正の準則を作つてそれによつて行つて行くといふわけですから、それから残りの四十五億圓、五〇%、これをどうするかといふことになりまして、その五〇%のうち約二割ぐらゐを特殊の重點産業に融資するといふ計畫です。それから残りの八割を財政資金、即ち一般會計の赤字、これは豫算上は出ない計畫であり

まするが、時期的なずれの關係上出る場合があるものであります。それから特別會計の赤字、地方債復興金融庫債、かような財政資金を賄うことになるのであります。併しながらそういう方法によりまして、舊債の範圍内において財政資金も全部賄う。又産業資金も賄うというようにいたしますれば、通貨の増減はないわけでありますが、併しながら只今當面の問題といたしましては、それが完全には参りません。そこでその枠内で抑えきれないところの財政資金というのが若干あるわけでありまして、これは日本銀行の引受になるわけでありまして、それから又枠内で賄い切れなところの産業資金は、これはやはり日本銀行から市中金融機關に對して、融資をいたしまして、そうして市中金融機關がその融資を財源といたしまして、融資準則に則つて融資をする。大體さうな仕組みにいたして、産業資金を供給しておるといふ状況であります。

○波多野君 其の問題に關連して、私はもう少し細かい點について大藏當局の善處を要望したい點があるんですが、それはこういうことなんでありまして、中小企業家が市中金融機關から金融を受けるという場合に、非常に多くの経費がかかるというのをしばしば聞くのであります。その経費がどういふ形のものか具體的にはよく知りませんが、まあ銀行から貸出しを受ける場合に、相當の交際費という名前で……交際費が高む。従つて金利は銀行金利であるけれども、實際上の金利の負擔はべら棒に大きくなつて来るという話をよく聞くのであります。そういう點について銀行の職員はどういうふう

な扱になつておるか具體的には知りませんが、大藏省あたりが銀行の窓口業務といふんですか、それに對してもつと嚴重なる監督をして頂いて、この金融が圓滑に表面上の、名目上の利子だけで借りられるように措置をして頂きたいというところをお願いする次第であります。

○政府委員(小坂善太郎君) 只今波多野さんからいろいろ御指摘になりましたが、我々としては十分そういう點のないように努力したいと思つております。ただ一般の戦後の不健康な國民心理、一般の通有性かも知れませんが、けれども、どうしても借りる方におきまして、互いによさうな傾向を創出し合つておるといふような……これは決して金融のみに限りませんが、何をいたしますにも、今お話のごさうな直ぐに物事をなす場合に考えるというやうな傾向についても、これは金融のみに限りませんが、一般的な大きな見地からこれを是正して行くやうな政府の施策を採らなければならぬというふうにも考えております。いづれにいたしましても、只今御指摘の點は十分に注意いたしまして、それらの方面に警告を發したいと、かように考えております。

○木村福八郎君 これは直接金融機關再建整備の問題に關連するのじやないのですが、企業再建整備との關連なんでありまして、企業再建整備法によつて整備する場合、整備した結果が資本と借入金とのバランスが非常に不均衡になつて来る。そういう場合に會社の経営としては非常に不安定な状態になるわけですが、その場合に

借入金と資本との均衡を調整するためにはどういふやうな措置をお考えになつておりますか。その點をちよつとお話願いたいと思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 企業を健全な形に直します一つの手段といたしまして減資等を行う場合に、その企業を持つ借入金と資本との間に著しい不均衡が生ずるといふことは御説の通りであります。これに對しまして私共といたしましては、特に資材を要しないやうなものについては、できるだけ増資を許可して行く、即ち借入金をできるだけ資本に振替えて行くやうなことをむしろ勸奨したいというやうな考え方をしております。

○木村福八郎君 その場合に借入金を増資に振替えて行く。そうしますと貸し合つておる金融機關が主たるものであります。銀行の持つ機軸の割合というものは相當大きくなつて来るんじゃないかと思ひます。そうすると、その場合に金融機關の、いわゆる金融資本の産業支配というものは相當強くなつて来ると思ひますが、そういう面についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(小坂善太郎君) 借入金を資本金に振替えます場合に、直ぐに今まで貸しておつた貸付先が株式を持つやうなふにいたしますれば御説の通りになると思ひます。我々としては、この株式の民衆化と申しますか、資本の大衆化と申しますか、できる限り投資層を新たに獲得いたしまして、いわゆる新資本層の形成をしたいと、こう考えております。それにいたしましては、今の株式というものは如何にも魅力がないものであります。相當一流の株式においでずら、(りん)の十個の値段であるとか、或いはピース、コナ二個の値段にしか當らないという現状なんでありまして、もう少し株式の魅力のあるもので、もう少し株式が動勢大衆も餘剩を割いて株式を獲得し得るやうな一つの傾向を創出するやうな手を打つて見たい。かように考えております。勿論只今仰せのように、金融資本の過當支配ができるやうな、そういう傾向は極力これは整理をいたして行きたいと思つております。片山さんも演説され

ておりますように、特に金融するところを以て産業資本の優位に立つというやうなことは、これはすべての禍いの根本だと考えておりますので、このやうな傾向を矯正して行きたい。この考へております。

○木村福八郎君 その場合に、金融機關が債券と振替えに株式を持つ場合に、何か制限とか、限度とか、そういうものを何かお考えになつておりませんか。これは私的獨占禁止法の關係のことだと思ひますのであります。

○政府委員(小坂善太郎君) 特別にその割合というやうなものについて、明確な基準を示すことは困難でございます。私的獨占の禁止、公正取引の確保に關する法律案との關連もございまして、又企業集中についてのいろいろの意見も出ておる際でございますから、これらと見合せまして慎重に考慮して見たいと考えております。

○波多野君 これは又別の機會に、もつと詳しくお尋ねしたい點であります。只今金融過當支配の傾向を排除して産業資本を擁護する。そうして産業資本の蓄積を促進する。又株式の民衆化を圖るというやうな御方針を持つておられることと御説明になりましたが、そういう方針は大體私共の賛成し得るところでありますけれども、その方針を貫くためには、現在の金利關係が産業資本にとつて非常に不利になつてしまつておる。例えばまあ一々具體的に申しませんが、復興金融庫債券の利廻りや或いは社債の利廻り、そういう利廻りよりも株式の配當率の方が低い。低い所に押附けてしまふというやうなやり方をしておつて、産業資本の蓄積或いは株式の民衆化というやうなことが行われる筈はないと思ひます。それで金利關係について十分な御検討をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 私も正にその點を考慮してあります。金利關係のみならず、この税金等を差引きますと、著しく金融機關の金利と株式配當と、著しくその間に差があるのです。何とかしてこの間を適當に調整いたしまして、株式を魅力あるものになしたい。大衆のために絶好の投資であるというやうな感覺を持たせるようにしたいと思つております。いろいろ又御協力を願ひまして、何とかしてそういう環境を作りたいというふうな考へておる次第でございます。

點について銀行の職員はどういうふう

態になるわけですが、その場合合

式というものは如何にも魅力がないも

ますが、只今金融過當支配の傾向を排

についてまだはつきりした御答を煩

わすのは無理かも知れませんが、その
関連についても一度お伺いしたいと
思います。

○政府委員(小坂善太郎君) 過當な經
済力の集中を排除するという問題に關
連して金融機關をどういうふうによ
かというところは、なか／＼むづかしい
問題を包蔵していると思ふのでありま
す。ただ私共としてここにはつきり申
上げられますことは、金融機關とい
うものは、一般の企業とはややその性
質を異にしてゐる社會的な一種の機能
があるというふうによつてゐるのであ
ります。即ち金融機關を通して通
貨の信任ということが非常にデリケー
トな關係にありまして、金融機關は結
局一つの企業として利潤を目的として
經營せらるるものではなくて、大衆の
預金を完全に保管し、これを適切に國
家の産業のために維持して效率的に運
營して行くという一つの機能を持つて
おります。更にこういうことが完全に
行われてゐるということが大衆によつ
て認識せらるるところに通貨の信任と
いう問題が出て來ると思ふのでありま
して、この金融機關の機構については
輕々にこれをいじることは極力避くべ
きことであるというふうに、我々とし
て考へてゐるのであります。金融は
水物といふことをよく申すのでありま
すが、全國的な見地から、一つの或る
金を集めてそれを適宜に配分する機能
もございまして、これを地獄的に
分散して行くというようなことは全體
の效率を著しく阻害いたすものであり
ますから、我々としてはこういうこと
は考へておらないのであります。今の
ところ私共といたしましては、金融機關
は今申上げましたような通貨の信任を

堅持するということと非常な關連がござ
います。一度通貨が信任を失つた
ときにはインフレーションをこの限度
において喰ひ止めようという我々の努力
も實際に歸するわけでありまして、
金融機關の信用の堅持のために、過當
なる企業集中という問題を他の企業と
は切離して金融機關に當て嵌めるよう
にしたい。こう考へております。ただ
財閥銀行というやうなものがその關連
産業に特別な關連があるために、順位
を高めて融資して行くとか、或いはそ
れがいわゆる先陣もお話が出ました過
當支配的な傾向を持つてゐるというよ
うな面については、極力これを民主化
するやうにする。更に戦時中からいろ
いろな印象を持つてゐる名稱等につい
て、これこれでは變えて行かなくちや
ならんというやうなことを考へてゐる
わけでありまして、要するに極力民主化
して、さうして信用を堅持するため
に、信用を破壊するやうな措置はでき
るだけ避けるというふうによつてゐる
次第でございます。

○木村清八郎君 只今のお考へは政府
のお考へなんぞでしようけれども、これ
についてはひとつとさつくらんのお話
を承わりたい。

○政府委員(福田雄三君) 速記を一つ
止めて頂きたい。

○委員(黒田英雄君) 一つ速記を止
めて下さい。

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) 速記を始め
て……

○松崎喜作君 再建整備法實施の實際
問題について二二お伺いしたいのであ
ります。大分各會社の再建整備が段々
近寄つて參りましたが、こゝで二二の

債權者のために全體の整備案の決が採
られないという事例が澤山あります
が、結局において成立しない場合は大
蔵大臣の裁斷を仰ぐ、こういうことに
なつておりますが、裁斷を仰いだ場
合、又非常な時間がかかる場合は、外
常な經濟的の動きとれない不利益が
できますので、澤山ある債權者の中で
一人二人の反對のあつた場合はいすれ
大蔵省へ裁斷のお願いに出るわけだ
が、さういふ場合どういふお考へで
おられるのか。迅速に處置して頂きたい
というのが我々の希望であります。が、
その場合のお考へをちよつと伺つてお
きたいと思ひます。

○政府委員(福田雄三君) 只今仰つし
やいました點については、大多數の
人が早く御満足の行くやうに、できる
だけ早く私共としては處理いたしたい
と思ひまして、できるだけのことをい
たしたいと思つております。それから
こういう措置も講じられると思つてお
ります。再建整備計畫で決定されま
したところについて債權者の方で異議
があつた場合は、一ヶ月以内の抗告
期間があつて、異議の申立があらまし
た場合は、それに對して供託と申し
ますか、或いは辨濟と申しますか、そ
ういふ措置を講ずることによつて、全
體の再建整備計畫が滞りなく進め得る
やうな建前も開いてあるかと存じてお
ります。

○松崎喜作君 供託ができるくらいな
ら苦勞しませんが……

○政府委員(福田雄三君) さういふこ
とによつて、先程おつしやいましたよ
うに全體としてできるだけ早くけりが
付くやうに盡力をいたしたいと思つて

おります。御了承を願ひます。

○委員外議員(一松政二君) 特に大蔵
政務次官に伺いたい。先程波多野さんの
御質問に對しまして、借入金に成るべ
く増資を以て振り替へるやうに、でき
ればそれを奨励したい。増資を成るべ
く認めて行きたいというふうに承わ
りましたが、これは増資にもいづゆる傾
斜生産とか重點産業とかいふ順位を認
めることを考へたに成つてゐるのであ
るか。或いは整理を促進させるために
は増資を成るべく奨励するといふ心構
えでおられるのか。その點を伺いたい
のが第一。それから先程中小工業者が
金を借りるために、金利以上に非常な
交際費がかかる。それは金融のみな
らず、その他の一般のいづゆる産業
方面にもさういふ傾向があるという
ことは大蔵政務次官も認めておられ
ますが、これがいづゆる統制經濟の根
本的な病氣でありまして、統制がある
限り皆特別にさういふところに緣故の
ある者を頼む。ただ窓口だけでは物が
片付かんから、どうしても何か懸念な
筋を辿つて物事を決めて行く。これ
は増資についても同じことでありまし
て、金を借りるのも、或いは資材の配
給を受ける時にもさういふことであら
うと思ひます。これがいづゆる統制經
濟の一つの病氣にかかる根本であらう
と思ひますが、その點については今後
御注意なさるというところでございま
す。それ以上この問題について特に質問
は申上げないのであります。ただこ
の點を伺いたしたのであります。いづ
ゆる株式の配當が妙味がない。株式に對
して一般が殆んど興味を持つていない
から、これを興味を持つやうにしたい
といふお考へ誠に結構なんであり

ます。私もさういふことを希望するの
であります。ただ問題は、今日の
いづゆる世相が利潤追求という言葉を
以て一概に論じて、如何にも金を儲け
る……儲けるという言葉にも色々あり
ます。儲けるが、事業を育ててさうして利
潤を得るやうな經營をするといふこと
が如何にも何だか罪惡であるか、なす
べからざることであるかのような世相
になつてゐるやうな氣がするのであり
ます。新聞等におきまして、個人がそ
ういふことをやつちやいかん……、從
つてこれが一つのイデオロギー的の、
いづゆる國營、國有、國管といふやう
なものを考へる一つの根據でもあると
思ふのです。その問題につきまして、
もう少し企業……いづゆるそこに正當
な利潤、或いは正當といふやうなこと
につきまして、これは色々見よう見
方によつても違ひがありまして、
その點についてももう少しはつきりした
考へ方を一般國民に持たせるやうな方
向に向つて行きますと、企業を起す
勇氣がなくなつてしまふし、企業家が
さういふことをすることがいかになつ
てしまつて、さうしてあらゆる方面に
おいて企業がいづゆる企業心を促進す
るのではなくして、企業心を萎縮沈
滞せしめる方面においてのみ色々な法
律や、それから特殊な考へ方もそれに
交りまして、さういふ方面が今いづ
ゆる世相となつてゐると私は考へるの
であります。従ひまして、今の先程の大
蔵政務次官が申されましたやうな方向
に進めるには、餘程の勇氣とそれから
餘程のはつきりした認識を國民に與え
ることが必要であると思ひます。いま
して、特にその點を今伺ひましたか
ら、甚だ大蔵政務次官をお留めいたし

ましてお氣の毒に存じますけれども、その點を特に明瞭に國民にわからせるようにして頂きたいと考えるのであります。

○政府委員(小坂實太郎君) 只今一松さんからの御質問は極めて重要な點であると思つておられます。第一點の増資の件であります。私は、得る限り民間の資本によつて我々の産業を維持し育成して行くのが本筋であるといふふうに考へておるのであります。勿論只今の終戦後の變態的な經濟機構の下におきましては、復興金融公庫というふうなもの、これはこの狀態の下において必要な一つの施策である。確かにこの面において一般の産業が相當復興金融公庫というふうな組織によつて増資するといふように考へるのではありません。これは併しながら本質的なものではなかつて、いずれこの時期を克服した後は、すべてその本来の金融機關に代るべきものであらう。かういふように考へておるわけでありまして、この金融についての私の考へは、かういふふうになるのであります。更にこの一般の資金を吸収する方法として株式というものをやはり重要視して行かなくちゃならぬ。先程も申し上げましたように、株式を極力大衆に魅力のあるものにする。一般の働く者が株式といふものに興味を持つ。そうして舊來の資本家が資本を持つといふことだけによつて生活をするのではなくして、一般の勤勞大衆がやはり株式を持つて、そうして働く者同志がお互いにその持つ資本を……資本と申しまするか、その持つ資金を株式に投することによつて、企業をお互いに育成し合つて行くといふような、新しい資本層

ができなければならぬといふように考へておるのであります。ただこの順序をいまして、それでは目下の増資の方法はどうするかという御質問に關しては、これは今の日本を再建いたします上に、この乏しい資材と、少ない資金を最も効率的に運用しなくちゃならぬので、政府の今持つております傾斜生産方式といふのは、これはどうしても危機突破策のために採らなければなりません。で、この増資の許可、認可の方針に關しても、やはり重點的に重要な産業からこれを採つて行くといふことはこれは止むを得ないだらうと思つて、ただ重要な産業であるといふことと大企業であるといふことは別でありまして、中小工業におきまして、資本が小さくてもその仕事は經濟再建のために必要止むを得ないものと認められるようなものにつきましては、極力それを育成するような方法を採る。即ちその増資についてはできるだけの便宜を圖るといふような方針を採りたい。こゝ思つておるわけでありまして、第二點の統制の問題であります。これは幾應費に關連しておると思つて、全く今變態といふことはできる筈はないのであります。御承知のように、飲食店は閉鎖されておる。而もそういうことをするといふことは、如何にも心理を固くないといふことを示す證左であると私は考へておる。かういふことをする人自身がやはり今の國の全體の状況といふものを認識をせられて、自身でお互いに自制し合つて行く以外に途がないのじやないか。これは上の人が取締るといふことを申しまして、結局國民がお互いに監視し合つて

行かなければ、この大勢の人が混亂した時期に十分な監視が施さぬ面もどうしても想像されるのであります。國民自身が堅固な心理を持つてお互いが監視し合つて行くといふこと以外にないと思つて、然らばかういふことがあるのは結局統制がある故じやないかとこつとつしやいます。それは或る面においてはかういふことは言えると思つて、それは又詭辯かも知れませんが、法律があるといふことが、一體役人を作り、罪人を作るのだといふやうな言ひ方にもなると思つて、この統制といふことは今のやうな缺乏經濟の下におきましては、これは止むを得ざることであります。決して統制本家がよいことであるとは考へておりませんが、これを切り抜けるためには、野放圖に個人の活動を認めて置いたのではこれはむしろできない。ただこれは統制の方式が今までのやうな官吏乃至警察による統制でなくして民主的な統制でなくてはならぬ。こゝ思つておりますが、統制そのものはこれは止むを得ざる、動かすべからざるものといふふうな考へております。この危機を乗り切るためには、民主的な而も合理的な統制といふことを私共どうしても止むを得ないことと考へます。この點につきましては一松さんとや見解は違ふかも知れませんが、私はそんなやうに考へておるのであります。

○委員外議員(一松政二君) 私はその問題が質問しておりました。○政府委員(小坂實太郎君) おつしやいました。○委員外議員(一松政二君) それは言うたけれども、質問はしないと申しました。○政府委員(小坂實太郎君) 尚、さういふふうに考へます。更にこの利潤の追求といふことが非常に惡事であるかのごとくに言われておるが、これに對する考へ方を是正して行かなければ、結局株式を優遇するとか何とか言つても成立つものじやない……○委員外議員(一松政二君) それが質問の根本なものであります。○政府委員(小坂實太郎君) この問題に關しまして統制の問題とも關連して來ると思つて、私は結局最もよく經濟機構を運営するには、この個人の自由な創意と工夫、責任といふやうなものを尊重して行かなくちゃならぬと思つております。併しながらこれが國家全體の、國家公共のために必要だといふその枠を出してしまつちやいけません。この意味においては統制といふものが必要だとも思つております。結局こゝういふ枠を出ないやうな利潤と言います。利潤を追求するために、個人が動いて行こうといふ欲望、さういふものは規制すべきものではないのだから考へております。さういふやうな考へで私はおりますが、目下のところ、政府のやつております傾斜生産方式なり又色々な産業に關する統制なりといふもの、決してこれが干物のやうに干からびた、何ら潤いのないものであつてはならないので、そこに今申上げましたやうな個人の賑々たるインフレーションといふものが動き得るやうな形においてやつて行かなければならぬ。こゝ考へておるわけでありまして、簡単にございまして……○委員外議員(一松政二君) 今政務次官のお答えになつておるのは、私の質問

した點とかなり食い違つておるのであります。私は統制自身のことを今何も聞いていないのであります。私は今、必要止むを得ざるものの統制を直ちに撤廃して自由に戻すといふやうなことは何も申上げていないし、私もさういふことは考へていない。ただ問題は、資本の蓄積が我が國の乏しい今日において最も必要であるといふことを、或る場合において政府も強調しておるのであります。その資本の蓄積と言つて、どうかすると資本家が又利潤を追求するといふやうに直ぐ曲解する一部の者があらるのであります。資本といふものは、私がこゝで皆さんの前で何も説明する必要はないと思つて、大衆の預金がいづれも資本に變り得るのであります。銀行の預金も資本に變り、或いは労働者の労働も資本に變り得るのであります。それが假令今の株式の配當にしまして、或いは公定價格の決め方につきましても、戦時中から四分であるとか六分であるとかいふやうな或る制限を設けておるし、それから利潤追求という言葉は如何にも……利潤追求といふやうな言葉は近ごろはやりまして、さういふ言葉は近ごろはやりまして、いやな氣分がするやうな氣もいたしますが、こゝういふ氣分、或いはさういふ言葉、或いはさういふ世相について、先程の大藏大臣の、株式を優遇し株式を一般に持ち得るやうにしたいといふ希望と、かなり食い違ひがあらはなはいかと思つて、こゝの食い違ひをどういふふうな一般に知らしめ、さうして事實今政務次官のお答えになつたやうなことが行われるやうにするにはどうすればいいか、どういふお考へを持つておるのかといふことが、私の聴き

たい主眼なのであります。

○政府委員(小坂善太郎君) 私と言葉が足りませんけれども、私とい

だしましては、先程波多野さんにお答えた趣旨で、できる限り大衆の資金を産業に投資し得るような道を開きたいということ、いろいろ苦慮しておるわけでありまして、それに關しまして、いろいろ税金のこともござい

し、一般金利との關係もございまして、更に又深く、今御指摘になりましたような利潤追求という氣持を、これは正當な範圍というふうなものがあ

ると思ひますが、その正當な範圍を脱せざる利潤追求欲というもので悪事と見るような一般の考え方を是正するといふ考え方もございまして、い

ろいろございまして、具體的な問題について、金利はどうであるとか税金はどうであるというふうな點につきま

しては、まだ確たることを申上げる段階になつておりませんので、先程も申上げましたことではあります、皆様の御協力によりまして、いろいろ御相談

して、そういう空氣を作り上げて行きたいものであると、かように考えておる次第であります。

○委員(黒田英雄君) 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案につ

きまして、もう御質疑はございせんか。

○中西功君 二百十億の政府の補償が整備についてあつたわけだと思ひのであります。が、その豫算二百十億は既に使つてしまつたという以前の説明なんです、大體どんなふうに使つておるのかといふことを聞きたいのであります。

○政府委員(小坂善太郎君) 技術的な問題で、只今資料を持ち合せませんから、後程文書にしてお届けいたしたいと思ひます。

問題ですが、今の政府の一般の行き方では、市中銀行が獨立獨歩で十分金融機能を実現して行くに育てるといふふうな點に向けられておるような氣がするのですが、現状で以て果して市中銀行は、そういうふうな獨立獨歩でこの重要な金融機能を負担し得るかどうかと

いふ問題なんです、それについて一つの點は、日銀或いは國庫というふうなものから相當の援助を實際に受けておるわけですが、先程もつと日銀の融資という問題も出たのでござい

ます、そういうものを今後それ程必要があるのかないのか。即ち國庫や或いは日銀に依存する程度を今後うんと少くし得る可能性が果してあるのかといふ問題と、それから今一つは、復興金融金庫という大きなものがあつて、現在これが融資の限度をもう三三億圓も

殖やすといふふうなことが現に問題になつておる。それに引きかえて一般市中銀行の融資能力というものは、それ程あるとは見えない。そういうふうな點で、概観すれば市中銀行の機能が非常に弱いといふことが言えるわけですが、一體市中銀行が重要な一般産業に對して現實にどの程度の融資を、或いは又そういうことに役立つかどうかといふ點を、はつきりさせて聞きたいと思ひます。私の考えを申し

ますと、市中銀行をして非常に獨立獨歩的に大きな役割をなさせようとしておるけれども、現實においては、さつぱり役立たない、そう思われるのであります。従つていろいろの點で、我々

國民の負擔である國庫から、いろいろ援助を現實にやつておる。そういう點がありまして、それに關連して政府の意向を聞きたいわけであり

○政府委員(小坂善太郎君) 私共の考えは、只今申上げましたように、できる限り市中の金融機關というものを堅實なる形に復興いたさせまして、そうして政府の財政資金の援助によつて市中金融機關がどん／＼と動いて行くといふような形に、早い機会において改

めたいのだといふ考えは持つております。併しながら只今の現状は、御指摘の通りに、日銀或いは國庫の援助というものがこれは相當にあるのは事實であります。併しながらそういうことは一

般の企業において赤字を出しておつたという現状が非常に大きな原因を成しておるのであります、これをなくし

ますために、先般も價格の改訂をいたしましたのであります。この價格の改訂が實際に効果を現わしますまでの期間に相當のずれがありまして、このずれの期間は今銀行局長から申上げましたような現状であります。相當

つて國民の産業を助うのだ。そういう形に復興したいといふことを考へて

るのであります、その間の變動的な情勢を早く切替けるかどうかといふことは、結局政府の施策なり、國民自身の覺悟にかかつておるのだらうと思

つておるわけでありまして。

○中西功君 それで、先刻言われたように、この改訂によつて産業が芽を吹き出して來れば、金融もそれに應じて強くなるというお話であります、むしろ私としては、そういうふうな公債の改訂によつてだけでは問題は解決しないのであります。銀行がもつと積極的に、市中銀行も復元も併せて積極

的に産業に對して率仕するといふ態勢を、銀行側でも採らなければいけないと思ひます。これについてち

よつと具體的な問題でお聞きしたいのですが、今中小工業者を初め多くの企業で、確かに資金で困つておると思ひます。そういう場合に金を借り

るといふときに、今融資改正の問題もあり、又先程言つたような實際手数料といふふうないろいろ餘分な問題もあつて、極めて困難を感じておる。現

に又労働者に支拂う資金さえないといふふうな實情もありますし、又或る資本家においては、金がないといふことを口實にして、資金の値上げを抑えたり支拂わなかつたりすることが、非常に頻々としてあるわけであり

ます。とにかく重要な面、必要な産業で、企業で、生産を實際やつておる。これを維持して行くといふことは、これは國家的見地から見て勿論必要なことではあります、それが現在では、銀行から

命が借りられないといふことのために

潰れようとしてゐるし、又従業員に對して給料が支拂えないという實例が澤山あるものであります、そういう企

業、或いは従業員給料の問題に對しては、實は従業員の給料支拂については、國家並びに銀行が、國家ができれば保証した方がよいと思ひ

ますが、銀行に、やはりそれを何といひますか貸付けをさせる。そういうふうな特別な處置がとられないかどうかといふ問題なんです、これは政府

自身が首を切れば、その失業手當として澤山金をやれば、國家の金として使わなければいけないといふふうなことから考えましても、實際働いておる企業、而も働いておる生産が實際に必要ならば、やはりそれを維持してやるために特別の處置をとる。特に資金の支拂に關しては特別の處置をとる

というのは非常に當然じゃないかと思ひます。そういう點について政府はどういう態度をとるかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 戦後において、いろいろの面において不合理な點があるといふことは否めないと思ひますが、企業經營につきましても、相當これは研究すべき餘地があるのではないかと、いふことも言えると思ひます。併しながら我々

といひましては、金融の面から企業

の整理を促進するといふことは絕對考へてはいけないと思ひます。

即ち、御指摘のように、金が借りられないために潰れて行くといふことは不健全なもので、これは國家のために、もつと健全なものに立直らなければならぬのだといふことで、企業者

自身が自覺をし、その場所に働く勤勞

者もそういう自覚を以て企業をノルマルにして政治が行われるのは、これは本筋だろうと考えているのであります。この面におきまして、我々は金融の方から今のうちに整理を促進させるというやり方は絶対探らないつもりでありまして、事實の問題といたしまして、政府が當然支拂うべきことを約束いたしておきまして、その支拂の遅延があまりしたためにそれだけ市中の金融が逼迫されているという面もかなり多いのであります。政府の未支拂は現在のところ百二十億くらいあるのではありません。これを至急に整理するよゝにということをこの程決定いたし、既に實施の緒にいたつたわけでありまして、この支拂の遅延というものは、ひとり政府が遅延しているばかりでなく、これを要求する方の側においても整理その他が整わないために遅れている面もありまして、これを著々整理しております。これが整理されますれば、それだけ金融機關の手許は楽になつて来るわけでありまして、この面においては、今までの金融逼迫に關する企業側からする困難も少くなつて来るのじやないかと考えます。更に價格の改訂を行なつたのであります。この價格の改訂が現實の企業面に現れて来るまでに時間的ずれがあります。この時間的ずれを認めるために、このほど枠内の金融ということをしたしました。でございますから、この枠内の金融をしたということは、それだけ生産費がかかるのに、製品の價格が決定しないで上つていない。生産原料或いは勞務者の給料が上つてゐるが、生産費が上つていないために来る經營の困難、そういうものの融資を認めている

わけでありまして、只今御指摘になりました賃金、俸給ということも、その融資の中に入つてゐるというふうな我々考へてゐるのであります。そういうふうな面から、實はこの施策は實行したばかりなので、その効果は段々現れて来ると思ひます。只今中西さんの御指摘の點も段々解消されると思ひます。

○中西功君 もう一點、その枠内、即ち生産價格が決定しない過渡期或いは又その大きなずれがある過渡期においては、その枠内において特別な融資の措置が採られる可能性があるというこゝとは、先きの御答辯でその通りなんですが、それは非常に結構だと思つたんですが、さつき言われたように金融面からは産業の方を促進させるとかいうような手段を採らない。産業が復興するのを待つて金融も漸次立ち直つて行くというふうな根本的な考え方がありのやうですが、私の言つてゐるのは、實際現在までの市中銀行が採つて来た態度というのは、主として儲かる企業には融資をするが、儲からない企業には融資をしない。これは非常に嫌われる話ですが、利潤追求ということから来た根本原則だと思ひます。利潤即ち儲かる企業というものは、決して本當の生産をやつてゐる企業でない。大體において流通機構で大儲けをやつてゐる方が儲かつた。そこへどん／＼放漫に融資されて来たことは、これは否めなない事實と思ひます。私が申上げるのは、そういうふうな自然に放つておいたのでは、これは市中銀行は我々の國民生活の改善や日本の再建に役立たない。だからそういう面からも、はつきりと金融面からの産業資金のために大

きな政策を立てて行かなければならぬ。さう思ふのであります。特に私は特別の融資の途を開けと言ひますのは、本當の再建のために必要であつて、而も現在こういう事情のために、結局一方において大儲けが横行してゐるというふうな結果、利益がなか／＼上り難い、それはその經營の罪であるというよりも、むしろ經濟體制の罪であるというふうな場合に、特にこの點を犠牲を蒙むるのはそこで働いてゐる勞働者なんです。ですから、そういう者に對しては特別の考慮を拂わなければ、結局澤山の企業が潰れて行くだけだし、又それを利用して企業家は最近非常な企業整備という形で首切りを狙つてゐるわけなんです。ですから問題は、市中銀行が或る順位を付けて今後融資いたしまつ場合に、果してその融資が正しいかどうかというのをはつきり見届けたら、監視したりするやうな機關として……まあ或る機關があると思ひますが、私はそれが今後本當に民主化されると言ひますか、或いは國家化されなければいけないと思ふのです。それに對して政府は今後どういふ措置を採られますか。

○政府委員(小坂善太郎君) 銀行が、貸出をいたします場合に、その資金の回収について責任を持つということ、何れも銀行が利潤を追求するといふ面ばかりではなくて、更に大衆の預金を完全に保全しなければならぬといふ責任からだと思つております。ただその融資を受ける先が、自分の努力に拘わらず、價格の全般的な凸凹、不合理のために、その經營が意を得ないやうな、不如意であるというやうな企業に對しては、又その企業の性質が國家

のこれからの再建のために必要缺くべからざると思はれるやうな企業に對しては、復興金融庫といふものを作りました。これによつて融資をいたしておるわけでありまして、で今同價格の改訂によりまして、企業が合理的な健全な經營をされる限りにおいては赤字にならないという價格が一應決つたわけなんです。それから、これは銀行はこの面につきまして、その貸出の先に對しては、貸出後の資金の回収について計畫表を出させて、さうしてその銀行資金の回収に對する、大衆預金保全に對する責任を果すといふことは、これは當然だと思ふのであります。

私共といたしまして、それではその貸出の方法等についてどういふ責任をとるかという御質問であります。それに關しては強力この貸出の方法を民主化するといふやうに考へておるわけでございます。まあ國家の非常に貴重な資金でありますから、その資金の使途が最も重要な方面に流れるやうに、而もそれが企業經營者の不注意のために浪費せられることのないやうに、さういふ點を十分に氣を付けさせて、これを監督するやうに考へておるやうなわけでありまして。

○中西功君 何か具體的なやうな機關を設けるといふ點はどうなんですか。

○政府委員(小坂善太郎君) 只今のところ、その問題について色々と研究中であります。

○高橋龍太郎君 今の政務次官のお言葉のうちに、政府が支拂うべきであつて、支拂が漏れておる金が、百二十億くらいであらうというお話でありました。私はどうしてもこれはその倍くら

いはあるのだらうと思ふのです。少くとも二百億、或いは二百四五十億あるのじやないかと私は考へるのであります。それはともかく、支拂が遅延するといふのは、國庫に金がないから、或は手續が不備であるというやうなことに言葉で繕つて支拂が遅れておるばかりでなく、どうもこういう方面があるやうに私は思ふのです。それは大藏省でなくて、各省で、各省へ金は入つて来て何だか金を出してしまふのがどうも淋しいやうな氣持を役人が抱いておる。期末に迫つて相當の見込が立つて殊更に支拂を遅らしておる。それで元來人に金利という頭が少しもないのです。遅らして置けばそれで得だ。民間の方はそれがために今日の高い金利を拂つて行かなくては行かない。その迷惑を少しも察しない。さういふ方面も相當あるやうに私は見ておるのです。政府の支拂を速かにするといふことに御努力になつておりますが、これは大藏省だけでなく、むしろ各省の問題ですが、さういふ方の改善を何かお考え下さることが必要であるやうに私は感じておりますので、ちよつと只今のお言葉で、別に御答辯を要するわけではありませんが、希望を述べて置きます。

○政府委員(小坂善太郎君) 政府の役人に金利の觀念がないという御指摘であります。實は金利の問題に止まらず、今インフレの進行しておる際に、やはり價格の價值の變動というやうなことを考へまして、この考え方をやうに全般に浸潤して行かなければ非常に不公平になるのじやないかと思つております。ただ税の面におきましては逆に豫算課税の方針をとりまして、これ

難、そのうちのものを認めて

りと金融面からの産業資金のために大

に對しては、又その企業の性質が國家

が、私はどうしてもこれはその倍くら

に豫算課税の方針をとりまして、これ

は先に國庫收入を、やはり貨幣價值の
下落等とも勘案いたしました、先に取
るよういたしました。これは一つの
そういう金利或いは貨幣價值の變動と
いうことに政府が機動力を發揮したブ
ラスの面ではないかと思つておりま
す。全般的に尙非常に機動性の少いこ
ころがあるものであります、極力窓口
を改善いたしまして、又官廳機構の内部を
民主化したしまして、國民の本當の公
僕としての官吏という觀念に徹するよ
うにいたしましたと思ひます。尙只今の
政府支拂の點であります、ちようど
理財局長がおりますから、尙それにつ
いて一應御説明したらいいかと思ひ
ます。

○政府委員(橋田光男君) 高橋さんか
らお話がありました政府支拂の促進問
題について、今までとりました経過を
御報告申上げたいと思ひます。六月の
末から先月にかけて、この政府の
支拂が相當滞つておる。それで民間の
金融を壓迫いたしました資金繰害の重
大なる原因になつておるといふことを
露々言われました。私共も非常に憂慮
いたしました、先月の末を以ちまして
概算でございまして各省各特別會計
等につきましてその實情を調査いたし
たのであります。契約上支拂期限が來
て、それで以て何と申しますか、債務
の不履行になつておるといふような性
質のものは、實はこれは政府の支拂の
會計法上に基きますやり方といたしま
して餘りないのであります、ただ手
續を早めたり或いはその他の措置を講
じますれば、もつと早く支拂えるであ
つたらうものが、延び／＼になつてお
ると言われるような性質のものが殆ん
どであるのであります、それは先程

政務次官から申上げましたように百二
十億見當に相成りましたわけでありま
す。その中で大口のものが終戦處理費
關係と鐵道關係でございまして、鐵道
關係のものを申上げますと、大體四十
八億ぐらゐ未拂のものがあつたわけ
であります。その中にはいろいろな理由
で遅れておるものもございまして、従
來のやり方といたしまして尤もだと
いふふうなものもあつたのであります
が、これを計量的に一掃することとい
なしまして、鐵道については、先ず中
旬までに大體その半分見當の二十二
三億の支拂を計量的に促進いたしまし
て、それから今週には大體十億見當、來
月早々に全部行われるというふうなこ
とに計畫を立てたのであります。殊に鐵
道の場合におきまして一番問題になり
ましたのは、石炭の代金の問題であり
ます。石炭の代金は從來からずつと見
て見ますと、著しいたしまして、決
濟をいたしますまでに約二ヶ月を要し
ておるような實情でございまして、そ
れはなぜかと申しますと、山元で炭炭
いたしました、その炭炭の報告と、そ
れから著炭……各縣へ着きました場合
のその報告とがなか／＼付き合わない
のであります。まあ途中でいろいろな
原因によりまして量が減るようであり
まして、付き合わない。その結果とい
なしまして、これを付き合せて差額を
確定いたしますまでに日取りを相當要
しまして、まあ二ヶ月ぐらゐ掛つてお
るが實例であつたのであります。鐵道當
局といたしましては、この状態を至急改
善いたさなければならぬと、山
元の炭炭を確認する仕組みその他につ
きまして置換轉換をいたしまして、人員を
増加する等のことをいたしまして、手

續を促進する。その結果といたしまし
て、七月分の石炭代は來月のたしか二
日か三日に支拂ができるように漕ぎ付
けたかと存じます。今後といたしまし
ては成るべく同月中旬に、一ヶ月以内に
そういう關係のものを支拂いたしてい
うことで、手續の進捗を圖つておる
ような次第でございまして。

○委員(黒田英雄君) それでは質疑
は終了いたしましたことといたしまして、
直ちに討論に入りたいと思ひます。御
異議ございませんか。

續を促進する。その結果といたしまし
て、七月分の石炭代は來月のたしか二
日か三日に支拂ができるように漕ぎ付
けたかと存じます。今後といたしまし
ては成るべく同月中旬に、一ヶ月以内に
そういう關係のものを支拂いたしてい
うことで、手續の進捗を圖つておる
ような次第でございまして。

○委員(黒田英雄君) それでは質疑
は終了いたしましたことといたしまして、
直ちに討論に入りたいと思ひます。御
異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) それでは質疑
は終了いたしましたことといたしまして、
直ちに討論に入りたいと思ひます。御
異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) それでは質疑
は終了いたしましたことといたしまして、
直ちに討論に入りたいと思ひます。御
異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) それでは質疑
は終了いたしましたことといたしまして、
直ちに討論に入りたいと思ひます。御
異議ございませんか。

を救済するという理由が出て来たこと、而も殆んど決定的な理由はこれであつて、金融機関の信用を回復してどうこうする問題とは、むしろこの整備を徹底的に行なつて、不良資産やそうしたものは全部整理し、そうしてそういうふうな中途半端な救済をやるのではなくて、徹底的に整理することによつて、初めて金融機関に對する本當の公衆の信頼が殖えて来ると思ふのです。その上に今度の整備によつて、政府委員の説明にもありますように、銀行は七割以上の資本金を喪失いたしました。而も七割といへば、いわば五、六億の資本金でしようが、その五、六億の資本金で……これは個人の所有する資本金であります、その資本金によつて二千七百億の預金、或いは貸付、そうしたものを支配してゐるというふうな矛盾が非常によくつきり出て來ます。即ちもう國民の預金或いは又その貸付業務、これは非常に公共的な事業であります。それを僅かに五、六億の資本金で動かしてゐるというふうな、その矛盾が、この整備によつて非常にはつきりして來たわけであり、同時にもう一つの問題があります。それは現在の日本の金融關係が非常に危機的な状況を呈してゐるという問題であります、そのために結局重要な産業への融資、そうしたものは復興金融金庫というふうなものを作つてやらなければならぬ。國家の負擔においてやらなければならぬという状態になつてゐる。而も巨大な預金を擁してゐるところの市中銀行は、そういう國家的な事業のために何ら盡してゐない。盡し得ないような現状になつて來てゐる。盡し得ないだけじや

なくして、この金融機関整備に當つても、現に二百十億、新らしく四十億が追加されるという話であります、そういう重大な資金を政府がとにかく保證をして、やつと金融界を維持してゐるというふうな現状であり、同時に又市中銀行自身が、今日の説明にもありましたが、種々の形で國家資金に依存してゐる。こういう點を見ましても、市中銀行の役割たるものは如何に意味のない存在であるかということがわかる。徒らに澤山な預金は擁してゐるが、而も殆んど役に立たない状態になつてゐる。而も又市中銀行自身が今までやつて來たやり方は、私は先きに申しましたが、儲かる所には金を貸すが、儲からない所には金を貸さないというふうな原則で、結局今までの間とインフレ、そういう世相に對して非常に迎合して來て、却つてそういう面からも非常に無責任な融資をして闇を張つておつたという傾向は顯著であつたわけであり、結局何ら役に立つてゐない。それだけではなくしてこういう罪惡をしてゐるということもはつきり過去の事情から見てもわかるわけだと思ひます。こういう時にこの銀行資本を増資させて、そうしてこれを資本的に強化したからといつて、日本の金融界は決して立直るものでも何でもありません。却つてそれは非常に悪い。反對に現在金融機関の整備として何をなすべきかといへば、これは非常ににはつきりしてゐます。現に日本の金融界は重大な國家資本、資金によつてしかもう何も動き得ないことも客觀的な事實になつてゐる。それならばはつきりとすべての金融機関を統合して、そうしてこれを國有にし、民主的に

に運営する。そうして必要な場所に、必要な時期に、必要な量をはつきりと供給して行くという態勢をとることが日本再建の基本だと思ひます。もつといふ、な事情があると思ひますが、我々はこの再建整備によつて銀行資本が七割或いは九割と減らざるを得ないような時期、こういう時期こそ金融機関を本當に國家的に運営し、國有にする絶好のチャンスだと思ひます。これをおいて外に時期はないと思はれる程絶好のチャンスだと思ひます。こういう一時的に銀行資本を救済するといふのでなく、斷乎として國有とされますことを我々は希望するのであります。こういう思想は、我々日本共産黨の考え方だけではなくして、社會黨の綱領にもはつきり書いてあるのであります。私はそういう點では、社會黨の人々にもう一度こういう問題をよく考へて貰ふことを希望してゐるわけであり、時間を経過します、以上そういうふうな理由によりまして、我々日本共産黨は、この金融機関再建整備法案に對して斷乎反對する次第であります。

○木内四郎君 私はこの法律案は、過去のことは過去といたしまして、新たな資本を集めまして、それによつて金融機関の信用を維持して行き、更に延いては通貨の信用をも維持しようとするものであります、要するに金融機関再建整備の途上における一つの障礙を除去するものであります、極めて必要且つ適切な法律案と思ひますので、本案には賛成するものであります。ただこの機會に一言希望を申し上げて置きたいのは、この障礙は除去しましたけれども、尙この金融機関再建整備促進の上におきましては、或いは評價基準を速かに確定し、且つこれを評定いたしますといふ措置を講ずる必要があるものであります、政府におきましては速かにこういう措置を講ぜられまして、金融機関の再建整備を促進されんことを希望いたします。次第であります。

○松崎喜作君 私は本案に賛成するものであります。今日の銀行は非常な苦境に陥つたことは、戰爭といふ大きな事實の結果招來したもので、私は體面から申上げたいのでありますが、戰時中に、日華事變の始まつた十二年頃には、資本が市中銀行の自主的の金融でありましたけれども、戰爭が前線に從ひまして政府の干渉は極度に激しくなりまして、各市中銀行、特殊銀行は申すに及ばず、殆んど金融の自主性を失つたといつても過言ではありませぬので、大蔵大臣澤澤さんのお話しても、經理が仕事を支配してはいけません。金融が會社の技術に干渉してはいけません。その意味において金融をせよといふことで、多くの特殊銀行、市中銀行は聯合いたしました。政府の要請するところを殆んど呑みこみました。この結果今日莫大な損失が出て參りました。終戦後はいかにと申しますと、今は資金支拂が大切であるから、今暫らく資金支拂は各銀行の窓口においてやつてくれ。こういうことであります。これはやがて政府が面倒を見るであらう。市中銀行は自己の判斷を以てすれば、非常に痛手を被つた各會社に對して資金の支拂までも無批判に貸すことはいかかといふ銀行が澤山あります。併し政府の要請、而もこれは跡始末をするといふようなお話を貸したのであります、これは政府の食言と

なつて來てゐる。盡し得ないだけじや
て、そうしてこれを國有にし、民主的
融機關再建整備促進の上に置きまして

す。本案に賛成する。そういう意見で
あります。

○委員長(黒田英雄君) 他に御發言も
ないようでありますから、これより
採決に入りたいと思ひますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは金融機關再建整備
法の一部を改正する法律案、これを可
決いたしますことについて御賛成の諸
君の御起立をお願いいたします。

〔起立者多数〕

○委員長(黒田英雄君) 御賛成は大多
数であると認めます。よつて本案は可
決いたすことに決定いたしました。尚
本會議におきます委員長(口頭報告
の内容は、本院規則第四百條によつて、
豫め多数意見者の御承認を得なけ
ればならないことになつております
が、これは委員長におきまして、本
案の内容並びに本委員會における質疑
應答の内容、討論の要旨、表決の結果
を報告することにいたして、委員長に
お任せをお願いいたしますが、御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないも
のと認めます。さうにいたしました
と思ひます。それから本院規則第七
十二條によりまして、委員長が議院に提出
いたしました報告書につきまして、多
数意見者の御署名を要することになつ
ておりますから、本案を可とされま
した方は順次御署名願ひたいと思ひま
す。それから尙要領書は例によりまし
て委員長で適宜に簡略に認めて提出し
たいと思ひますから、これもお任せを
願ひたいと思ひますが、御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。

〔多数意見者署名〕

○中西功君 國會議法第五十四條により
まして、委員長の可決報告に續いて、
少数者の意見として本會議で多数意見
を述べたに過ぎないと思ひますが、
○委員長(黒田英雄君) あなた反對意
見を本議場で述べたのですか。
○中西功君 はい。一つお取計らいを
お願いいたします。その件は委員の方
にちよつと聞いておいて頂けませんで
しょうか。私の本會議場で述べること
について……。

○委員長(黒田英雄君) 本會議で反對
意見をお述べになることは、この委員
會で語る必要はないようです。
それでは本日はこれにて散會いたし
ます。明日午前十時から開會いたした
と思ひますから、どうぞ御承知を願
ひます。

午後零時二十一分散會
出席者は左の通り。
委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
岩本 哲夫君
伊藤 保平君
委員 木村福八郎君
森下 政一君
西川基五郎君
玉屋 喜章君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
木内 四郎君
田口政五郎君

深川タマエ君

星 一君

赤澤 與仁君

九鬼紋十郎君

小林米三郎君

小宮山富吉君

西郷吉之助君

高橋龍太郎君

渡邊 甚吉君

中西 功君

川上 嘉君

委員外議員

商業委員長 一松 政二君

國務大臣

大藏大臣 栗栖 勉夫君

政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君

大藏事務官 (理財局長) 柳田 光男君

大藏事務官 (銀行局長) 福田 勉夫君

八月二十六日本委員會に左の事件を付
託された。

一、賠償税の新設に関する請願(第
百十八號)

一、中古衣類の公定價格を廢止する
ことに關する請願(第百三十八號)

一、企業再建整備法並びにこれに伴う
諸施策に關する請願(第百四十號)

一、中古衣類の公定價格制度を廢止
することに關する陳情(第百三
十三號)

(請願百十八號)昭和二十二年八月十
二日受理

賠償税の新設に關する請願
請願者 東京都杉並區和田本町
一〇八一番地 倉持高
之進

紹介議員 櫻内辰郎君

戰勝國に對する我々の義務である賠償
の費用に充てるための賠償税即ち國民
各自の誠意を示す誠心税を設定實行さ
れば、日本の前途に懐たる諸問題
の解決に資するところ大であり、他方
この税の納入は、敗戦日本を眞に自覺
すれば、誰にも實行できるものである
から、右税を即時新設されたいとの請
願。

(請願百三十八號)昭和二十二年八月
十三日受理

中古衣類の公定價格を廢止することに
關する請願

請願者 東京都千代田區神田松
下町一九番地 新谷要

紹介議員 大野幸一君

中古衣類に對する現行公定價格と査定
制度は左記の諸理由で不可であるから
即時この制度を撤廢されたいとの請
願。

理由一、公定價格があるため供給者た
る竹の子生活者が苦しみ購買者
が利得する。

二、中古衣類の品質、品種上、
及び査定制度は到底不可能。

三、現行公定價格が地域別に違ひ、
高價な地域へ偏在している。

四、季節に添うた品物が、その時
に出廻らない。

(請願百四十號)昭和二十二年八月十
四日受理

企業再建整備法並びにこれに伴う諸施
策に關する請願

請願者 東京都港區三田四國町
二番地日本電氣内 鈴
木二郎

紹介議員 佐々木良作君

平和的民主的經濟體制を作り上げるた
めに企業整備の準備としてとられた施
策は、かえつて金融資本、大企業を支
配と干渉を強める結果となつてゐるの
で、民族經濟復興のため、企業整備に
勞組の承認を法認し、最低賃金制度を
法制化し、全生産開始のため必要な
のは資金、經營の國家管理を行い、企
業再建整備法及び關係法令を根本的に
改正して金融機關重要産業、大企業を
國家管理の下におき、失業者の生活保
證制度を確立し、生産に必要な資金資
材を確保せられたいとの請願。

(陳第二百三十三號)昭和二十二年八
月五日受理

中古衣類の公定價格制度を廢止するこ
とに關する陳情

東京都千代田區神田區東松山下町十
九番地全國中古衣類公定價格撤
廢促進本部委員長 新谷要藏

中古衣類に對する現行公定價格と査定
制度は左記の諸理由で不可であるから
即時この制度を撤廢されたいとの陳
情。

理由一、公定價格があるため供給者た
る竹の子生活者が苦しみ購買者
が利得する。

二、中古衣類の品質、品種上、
及び査定制度は到底不可能。

三、現行公定價格が地域別に違ひ、
高價な地域へ偏在している。

四、季節に添うた品物が、その
時に出廻らない。

五、闇取引を生じる。

昭和二十二年十月二十四日印刷

昭和二十二年十月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局